

第11回沖縄県教育委員会会議（定例会）

1 日時 平成23年06月15日 15時12分～16時58分

2 場所 教育庁第一会議室

3 出席者

委員	中野 委員 (委員長) 安次嶺 委員 鎌田 委員 新垣 委員 安里 委員 大城 委員 (教育長)	(欠席委員)
	統括監等	教育管理統括監、教育指導統括監、参事
	課長及び 班長等	総務課長、財務課副参事、施設課長、福利課長、 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長
職務のため 出席した者	(事務局) 総務課総務班班長、同班主査、財務課学校予算・振興班主査、 生涯学習振興課管理班班長	
4 傍聴した者 記者2人 / その他2人		

平成23年第11回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:12）

委員長	ただ今から平成23年第11回県教育委員会会議・定例会を開催します。 はじめに会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	このとおり決定します。 次に第4回会議録の承認を行います。安次嶺委員お願いします。
安次嶺委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	このとおり決定します。 次に第5回会議録の承認を行います。新垣委員お願いします。
新垣委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	このとおり決定します。 次に第6回会議録の承認を行います。鎌田委員お願いします。
鎌田委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、新垣委員にお願いします。
新垣委員	はい。
委員長	次に教育長報告をお願いします。
教育長	（教育長報告） ・東日本大震災における教育委員会の対応状況について
委員長	それでは、御質疑ございますか。
鎌田委員	被災地3県以外の方々に、私立の幼小中高校に入っている実態はあるか。
教育長	私立は知事部局の総務私学課の所管であり、現段階では詳細なデータが届いておりません。
鎌田委員	公立は授業料は免除だが、私立は有料か。これは私立のある幼稚園の話だが、都内から来ているあるお子さんが保育料を払っている例がある。
委員長	最大限に支援ができるように気配り目配りしながら取り組んでほしい。
教育長	（教育長報告） ・平成24年度（平成23年実施）沖縄県公立学校教員候補者選考試験応募状況

	について
委員長	それでは、御質疑ございますか。
安次嶺委員	たとえば小学校の採用は従来98人ほどだが、24年度は200人を見込んでいます。この規模の採用が毎年このまま続くと、現在の1,400人という受験者数は今後減っていき、従来は大変な難関だったが、合格率は上がってくるのか。
義務課長	正職員の採用を増やしていくこととしておりますので、この規模の採用が今後数年続きます。合格率も若干緩和されると思います。
教育長	採用見込数は、定年退職数や勸奨退職数も考慮しながら通常は算定されます。今年度は、受験年齢を45歳まで引き上げたため、300人程度増えていきます。沖縄県は競争率が高い県ですので、今後については、現状、課題等を検証しながら対応策を研究していきたいと考えています。
安次嶺委員	大変な難関で、大勢の教員予備軍がいる。合格しない間、何をしているのか気になる。有為の若い世代だが、教員になれない人は就職先はあるのか。
教育長	たとえば、沖縄県で一次試験を合格したが、二次試験で不合格の場合、他県で一次試験を免除して受験できる場合があります。
安次嶺委員	そういう他県の受験を促しても、沖縄の若者はなかなか行かないということではなかったか。
教育長	沖縄の就職状況は全体的に県内志向です。今年の高校の就職状況の例を申し上げますと、14,000～15,000人の卒業生のうち、約2,600人が就職しましたが、約7割が県内で、県外はわずか800人程度でした。
安次嶺委員	大勢の非正規職員の人が正職員に移行できることになるのか。
教育長	はい、少しは改善されると思います。文部科学省の加配配置も含めながら改善できるように努力しています。
鎌田委員	今後非正規職員を正職員にしていくという基本方針にともなって小学校低学年の少人数学級も増えると思うが、30人学級は次年度何校増えるか。
教育長	「少人数学級に係る検討委員会」を近々発足させる予定です。その中で方向性等について議論を深めていく予定です。文部科学省の加配措置にもよりますので、今申し上げるのは難しいです。
義務課長	小学校1、2年生では既に30人学級が導入されていますので、今後は、少人数学級をどのように拡大していくか、中学校1年生にするのか、あるいは小学校3、4、5年生にするのかといったことが検討課題になります。
新垣委員	今回、受験可能年齢が45歳に引き上げられたが、年齢層によって合格率に差異があるのか知りたい。
教育長	現時点での応募者の状況ですが、たとえば、45歳の方は23人応募し、全体のうち0.4%となっています。

鎌田委員	応募者が少ない教科で定員割れになり、欠員が生じることはないか。
義務課長	それはありません。
鎌田委員	保健体育の人気が高い理由はなにか。部活指導との関係もあるのか。
保体課長	県外大学を出た県出身の教員希望者が、沖縄で教員になった方がいいと考えて多い状況が続いていると考えています。保健体育の場合、部活指導の魅力もあると思います。
委員長	応募者数の中に、スポーツ・芸術での選考で11人、中高共通で7人いるが、主にどういった人達か。
教育長	今年度と昨年度を比較しますと大きな変更点があります。昨年度までは、教職経験による選考や民間企業等経験者の社会人を対象とした選考もありました。しかし、今年度は受験可能年齢を引き上げたため、スポーツと芸術に限定し、国際大会等で上位入賞した者並びに実績のある者しか応募できなくなりました。
保体課長	スポーツでは、国際大会等で実績のある者が応募できるとされています。
委員長	他にございませんか。 (なし) それでは、議事に入ります。本日は議案が5件となっています。なお、議案第5号は人事案件となっていますので非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 それでは、議案第1号の説明をお願いします。
財務課長	(議案第1号の説明) ・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「平成23年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)に対する意見」)
委員長	御質疑等ございませんか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、議案第2号の説明お願いいたします。
福利課長	(議案第2号の説明) ・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見)
委員長	御質疑等ございませんか。

	(しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、議案第3号の説明をお願いいたします。
義務課長	(議案第3号の説明) ・教科用図書の採択について
委員長	御質疑等ございませんか。
鎌田委員	県教育委員会が教科用図書の採択について責任を持って作成した案。承認されれば市町村におろしていくことになる、大変責任ある議題だ。この原案はいつできたのか。今回、学習指導要領の改訂を受けて教科書も変わる。改訂との関係で大事にしたい点や課題等があったか。あったとしたらどこでどう指摘されたか。それはこの中に生かされる余地があったのか。改訂には、改訂の意図と内容がある。教科書に反映させる必要があるとしたら、この段階から検討されるべきなのか。改訂前と変わった点があれば教えてほしい。
義務課長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、市町村教育委員会が教科書を採択すると定められており、この方針はその採択事務が公正に行われることを目指して定めるものです。市町村も採択するための方針を作成しますが、その際には県の方針を踏まえて作成していただきたいということで、中身は大綱的になっています。教科書の中身については、文部科学省において、学習指導要領に基づいて検定されています。平成24年度から使用される教科書の内容については、思考力、判断力、表現力、言語活動の重視等があり、それを踏まえて方針が立てられています。
鎌田委員	今日これが承認されたら、次の段階ではどの委員会に行くのか。
義務課長	市町村が既に事務をスタートしており、そろそろ採択の時期になります。県の方針は市町村へ送付します。
鎌田委員	市町村は県の基本方針を受けてから動くのではないのか。
義務課長	この基本方針がなければスタートできないというわけではありません。県は市町村の採択事務が公正に行われるように指導助言する立場にあり、そのための方針です。基本方針の1(3)にあるように「県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用すること」ということでお願いしています。
鎌田委員	改訂されるときに教育委員会会議に上がってくるのは、例年6月頃か。
教育長	去年は小学校についてこの場で提案しています。来年度は中学校ですのでこの場で提案をしています。特別支援学校については毎年提案しています。
鎌田委員	これを受けて、県の教科書選定委員会があり、それを受けて作業部会が実際に各出版社のテキストを選定していくことになる。この内容は、国のおお

	よその内容を受けていて、県独自の内容ではない。県独自の点はどこか。以前、選定委員をしたことがあるが、文章が変わっていない。この方針を受けて委員会が見たときに、もっと選定する側の声が、実際やってみてこういう課題があったという声が出たら、どこで吸い上げられてここに来るのか。
義務課長	採択は市町村の採択協議会の中で行われます。その中には作業メンバーである研究員がいます。そのメンバーは現場の教員です。そのメンバーが教科書を研究して、会社ごとの良さや課題を書いて、最終的に協議会にあげ、それをもとに決定することになります。
安里委員	鎌田委員の指摘は、何のために今回学習指導要領が変わって、教科書も変わるが、これはこういう意味だとか、いろいろな反省等がこの中に入っていないので、県としてそういう趣旨を各市町村に伝える意義があるのではないかとということも含まれているのではないかと。
鎌田委員	なぜ学習指導要領が変わったかではなく、これがどこでどう実際に生かされているのかということ。こういうことを見ながら、出版社は執筆者を指定して教科書を作っていくと思う。それなりの出版社のカラーも出てくる。これだけ立派な基本方針がある。これは教科書選定に関しては1つの柱になる。そこから出版社にも影響し、採択する調査研究委員にも影響し、とつながっていくはずだが、この道筋が見えにくい。もうひとつは、議案は、本来は、文言はこれでいいかという提案だと思うが、そこまで深くはできない。
義務課長	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に、都道府県教育委員会が指導、助言又は援助を行おうとするときには、あらかじめ教科書選定審議会の意見を聞かなければならないとされています。この方針については、大学の先生も含めて25人ほどの先生方からなる審議会で審議していただいてここに上がってきておりますので、ここでは特にということがなければ、細かな中身を検討するということではないと思います。
安次嶺委員	素晴らしい文章が並んでいるが、借り物の文章のようだ。沖縄県はどのような主体性を持ってやるのか。「県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用すること。」という文が気になる。これを示してもらえれば、沖縄県としてはこういうものを中心に十分活用しなさいということで、あえてチェックする必要はないと思うが、県がどのような教科用図書選定資料を作っているのか見えない。これはいつできたのか。
義務課長	教科用図書選定資料は現在作成中でまもなく市町村に送付する予定です。現場の各教科の教員を委員として選び、調査研究をさせています。その結果はほぼまとまっており、この方針がここで了承されましたら、方針と一緒に調査資料を市町村に送付します。教育委員にはできた段階でお見せします。
安里委員	ここに書かれていることは直す必要はないと思うが、県教育委員会として

	の方針を市町村に伝えた方がいいのではないか。たとえば、沖縄県は学力水準が低いと言われているがこれを上げる観点からも選んでほしい等の意見をつけて市町村に渡してはどうか。
委員長	安里委員、鎌田委員、安次嶺委員の観点は同じだと思うので、その意をくんで、教科用図書選定資料ができたら教育委員に見せてほしい。沖縄県の教育の方針、最低限必要なものを示してほしい。
鎌田委員	教科書選定に関して意見がある。伊是名、伊平屋では行政区が違うため、教科書が国頭地区と異なっているが、両島とも同じにしてほしいとのことだった。しかし、各地域で選ばれたらそれを採択するしかない。伊平屋、伊是名が北部地区と同じ教科書を使えるように検討してほしい。
義務課長	この件については検討しましたが、法律によって、教科書の採択地区は、市若しくは郡の区域又はこれらを合わせた区域に設定するとされており、市は独自に動けますが、町村は郡としてまとまって動かなければなりません。平成14年に文部科学省教科書課長補佐に対して行った沖縄県の要請への回答は、伊平屋村、伊是名村が国頭郡と生活圏が一体化している実態があり、所属郡の見直しを望んでいるのであれば、沖縄県が行政区の見直しをすればよいのではないか、法律を曲げることはできない、という趣旨の回答でした。
鎌田委員	その話も北部地区の集まりの中で出た。だから今日まで引きずってきているので、沖縄県が行政区の変更までもっと真剣に切り込んでもらえないか、強く要請するという事だった。
義務課長	行政区の変更は、市町村が主体になるべきで、県教育委員会の権限外と考えます。市町村がどこに所属するかは、その市町村が考えるべきで、こちらがどこの郡に入るようにということは言えないと思います。
鎌田委員	そういう声があったということをお場で伝えたい。
委員長	法律は何のためにあるのかと疑問を呈する問題だが、権限外ということで、おいておきたい。 本件については、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、議案第4号の説明をお願いいたします。
学振課長	(議案第4号の説明) ・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見)
委員長	御質疑等ございませんか。
安次嶺委員	本島内の青少年の家は既に指定管理者制になっているが、実績はどうか。

学振課長	<p>指定管理者制には、財政効果と民間のノウハウの活用の2つの目的があります。名護と糸満については1年間の実績で、2施設で6,000万円の財政効果が出ています。指定管理者側では約30万円の剰余金が出ていると報告を受けています。また、名護と糸満では利用者が8.6%の増となっています。玉城と石川についてはまだ1月ですが、約3割増となっています。詳しい分析はまだですが、3つのシルバーセンターが任意法人を作って指定管理者となっており、シルバーセンターのネットワークを生かして集客ができたのではないかと粗分析しています。</p>
委員長	<p>他にございませんか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>このとおり決定します。 休憩します。 (以下は非公開部分のため省略します)</p>